

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律
政策の名称	報告徴収及び立入検査の対象拡充
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp
評価実施時期	平成22年2月16日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	不適正処理に関与していた土地所有者等の関係者に対する報告徴収・立入検査と、不適正処理やその疑いのある行為の行為者その他の関係者が使用していた車両・船舶等に対する立入検査とを可能とすることにより、不適正処理の早期発見と責任追及を可能とする。
内容	都道府県知事による報告徴収を、廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の処理を業とする者に加え、土地所有者等の関係者に対しても行うことを可能とするとともに、これらの者の事務所、事業場に加え、車両、船舶その他の場所に立入検査を行うことを可能とする。
関連条項	第18条及び第19条
必要性	土地所有者等の関係者と共謀して不適正処理が行われるケースが見られるが、現行法では、都道府県知事はそうした関係者に対して報告徴収を行うことができない。また、廃棄物の収集運搬に用いられる車両、船舶等に立入検査を行うことができず、不適正処理の早期発見を進める上で支障が出ている。このため、これらを報告徴収・立入検査の対象に追加する必要がある。
費用	
遵守費用	そもそも不適正処理に関係していなければ報告徴収・立入検査の対象とならず、新たな負担が生じるものではない。
行政費用	必要な場合には報告徴収、立入検査を行う必要が生ずるため、そのための人件費の負担が生ずる。
その他の費用	特になし。
便益	土地所有者等の関係者が不適正処理に関与していた場合、又は不適正処理の行為者が車両・船舶等を使用していた場合に、それらの早期発見と責任追及が可能となる。

想定される代替案

報告徴収及び立入検査以外の措置によって、不適正処理の防止及び取締りのために必要な情報を収集し検査することはできず、代替案は想定されない。

代替案①

費用

遵守費用

行政費用

その他の費用

便 益

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

土地所有者等の関係者が共謀して行う事例を含め、不適正処理の早期発見と責任追及が可能となる。また、そもそも不適正処理に関係していなければ報告徴収・立入検査の対象とならず、土地所有者等の関係者に新たな負担が生ずるものではない。そのため、生ずる負担と得られる効果、その必要性を比較しても、報告徴収及び立入検査の対象を拡充することが適当である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において、「不適正処理が行われた土地の所有者等の実行者及び関与者と疑われる者に対しては広く報告徴収を行えるようにするとともに、当該者の土地・車両・事務所・事業場等への立入検査を行うことなどにより、不適正処理に関与した者の責任を追及できるようにするべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。

備 考

## 規制に係る事前評価書(要旨)

## 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

規制の内容	報告徴収及び立入検査の対象拡充		
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-3581-3351 E-mail：hairi-kikaku@env.go.jp		
評価実施時期	平成22年2月16日		
規制の目的、内容及び必要性等	不適正処理に関与していた土地所有者等の関係者に対する報告徴収と立入検査及び不適正処理やその疑いのある行為の行為者その他の関係者が使用していた車両・船舶等に対する立入検査を可能とすることにより、不適正処理の早期発見と責任追及を可能とするため、都道府県知事による報告徴収を、廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の処理を業とする者に加え、土地所有者等の関係者に対しても行うことを可能とするとともに、これらの者の事務所、事業場に加え、車両、船舶その他の場所に立入検査を行うことを可能とする。		
	関連条項	第18条及び第19条	
想定される代替案	代替案①		
	特になし。 代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	そもそも不適正処理に関係していなければ報告徴収・立入検査の対象とならず、新たな負担が生じるものではない。		
(行政費用)	必要な場合には報告徴収、立入検査を行う必要が生ずるため、そのための人件費の負担が生ずる。		
(その他の社会的費用)	特になし。		
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	土地所有者等の関係者が不適正処理に関与していた場合、又は不適正処理の行為者が車両・船舶等を使用していた場合に、それらの早期発見と責任追及が可能となる。		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	土地所有者等の関係者が共謀して行う事例を含め、不適正処理の早期発見と責任追及が可能となる。また、そもそも不適正処理に関係していなければ報告徴収・立入検査の対象とならず、土地所有者等の関係者に新たな負担が生ずるものではない。そのため、生ずる負担と得られる効果、その必要性を比較しても、報告徴収及び立入検査の対象を拡充することが適当である。		
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において、「不適正処理が行われた土地の所有者等の実行者及び関与者と疑われる者に対しては広く報告徴収を行えるようにするとともに、当該者の土地・車両・事務所・事業場等への立入検査を行うことなどにより、不適正処理に関与した者の責任を追及できるようにするべきである。」とされている。		
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。		
備考			